

『住民投票による自治体警察の廃止、再配置』

1. 国会会議録からの抜粋 (出典：国立国会図書館「国会会議録」)

10	衆議院	地方行政委員会	29号	昭和26年05月12日
----	-----	---------	-----	-------------

現在人口五千以上の市街的町村は、市と相並んで警察を維持することになっておりますが、町村については、その実情にかんがみまして、**住民投票**によりまして警察を維持しないことができ、また一旦警察を維持しないことといたしました後も、再びこれを維持することができることといたし、あわせてこの場合の警察職員の措置、警察用財産の処分等について規定したことがおもなるものであります。

大橋武夫 自由党 法務総裁

大橋国務大臣 ただいま議題となりました警察法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由並びに改正の主要事項を御説明申し上げます。

御承知のごとくわが国の警察は、昭和二十三年三月施行されました警察法によりまして、根本的な改革をいたしまして、警察運営の民主化とその地方分権を主眼とする民主的な警察制度として、運営せられて参つておるのでございます。政府におきましては、現下の治安の実情にかんがみまして、この際警察力を強化いたしますとともに、その運営をさらに能率化する必要を認めるに至つた次第であります。このために警察法施行以来の経験にも徴しまして、また関係各方面の意見等をも参考としまして、この民主警察の精神をあくまでも尊重いたしながら、警察法の一部を改正することに方針を定めまして、慎重に研究をいたしました結果、成案を得て、ここに提案いたしました次第であります。

この改正案のおもなる事項を申し上げますと、まず国家地方警察に関しましては、

一、警察力強化のため管区警察学校及び警察大学校に在籍する警察官の数五千以内を、警察官の基本定員三万人のほかに増置することとしたこととあります。

二、治安維持の万全を期すため、**自治体警察**の区域内における治安維持上重大な事案につきまして、やむを得ない事情があると認めるときは、都道府県知事がその事案の処理を都道府県公安委員会に要求し、この場合国家地方警察をしてこれを処理させることとしたこと等とあります。

次に**自治体警察**につきまして、

一、自治体の本旨に従い、警察吏員の定員の総計九万五千人のわくをとりはずしまして、各**自治体警察**の警察職員の定員はそれぞれの市町村が、その地方的事情に応じて自由にこれを決定できるようにしたこと。

二、現在人口五千以上の市街的町村は、市と相並んで警察を維持することになっておりますが、町村については、その実情にかんがみまして、**住民投票**によりまして警察を維持しないことができ、また一旦警察を維持しないことといたしました後も、再びこれを維持することができることといたし、あわせてこの場合の警察職員の措置、警察用財産の処分等について規定したことがおもなるものであります。さらに国家地方警察及び**自治体警察**の両者に共通いたしますおもなる事項としましては、

- 一、都道府県及び市町村の公安委員の資格要件を幾分緩和したこと。
- 二、警察活動の能率を向上いたしますために、次のごとき点を明らかにしたのであります。
すなわち各警察相互間に犯罪に関する情報を交換すること。

各警察は、その管轄区域内で行われた犯罪、その管轄区域内に始まりまたは及んだ犯罪のほか、さらにこれらに関連する犯罪についても、管轄区域外に職権を及ぼし得ることとしたことといたします。

また**自治体警察**の警察吏員も、国家地方警察または他の**自治体警察**の要求があつたときは、その援助に当り、管轄区域外においても職権の行使ができること、これらの点を明らかにしたこと、並びに国家地方警察の要求により、及び国家非常事態の布告のあつた場合におきまして、**自治体警察**の警察職員がその区域外に出動したときに、直接に要した費用及びこの場合の**自治体警察**職員の公務傷病の補償について、国庫が負担することを明確にしたことなどであります。

これらの事項のほか、従来法文の解釈上必ずしも明瞭でなかつた事柄を、明確にいたすことにいたしました等、なお若干の改正事項もありますが、以上が大体この改正案の主要なる事項でありまして、これらはいずれもまことに緊要な事柄と存せられる次第であります。何とぞ御審議のほどお願い申し上げます。

13	参議院	地方行政委員会	30号	昭和27年05月12日
----	-----	---------	-----	-------------

前述の手續によつて**自治体警察**を持たなくなつた市が、再び**自治体警察**を持ちたいと欲するときに、**住民投票**によつて、これを維持することができることとしたのが、本案第二条第一項の規定であります。併し、警察維持の責任転移を時間的に無制限に放任して置きますと、安定を欠くこととなりますので、前の決定から二年間は転移の手段をとることを得ないものとし、又その他右の**住民投票**に関しては、警察法第四十条の三の規定を準用することとしたのが本案第二条第二項の規定であります。

河原伊三郎 自由党

衆議院議員（河原伊三郎君） 今般提案いたしました町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案の提案の理由並びに法案の概要を申し上げます。

御承知の通り、昨年の警察法の一部改正に伴いまして、警察を維持する町村は、**住民投票**の結果警察を維持しないこととし、又、維持しないこととした後再び警察を維持することができることとなつたのであります。

而して警察法第四十条の三第八項の規定によりますと、十月三十一日までに警察維持に関する**住民投票**の結果の報告が内閣総理大臣に対してなされたときは翌年四月一日に警察維持の責任の転移が行われることとなるのであります。然るところ、十月三十一日までに**住民投票**を行い、その結果を確定することと予定していたもののうち、手續上その他の都合により、**住民投票**が遅れました町村もあります。これらの町村で**住民投票**の結果警察を維持しないことと決定したものは、只今のところ明年四月一日までは引き続き**自治体警察**が維持せられることになるのであります。当該町村の件民投票の結果が確定しているのにかかわらず、かかる長期間その実現を見ないでいることは種々

障害のあることも予想されます。そこでこれらの町村が希望しますにおいては、この警察責任の転移の時期を繰上げることでできる途を設けることが適当であると存するのであります。

次に法案の内容について説明申し上げます。本法律案は、本則及び附則の各一項からなっておりますが、本則におきましては昨年十一月一日以降に**住民投票**の結果警察を維持しないことと決定し、その旨警察法第四十条の三第六項の規定によりまして内閣総理大臣に本年五月二十日までに報告のありました町村について適用されるのであります。これらの町村のうち、警察維持の責任の転移の時期を繰上げることとすることを希望する町村につきましては町村長が議会の同意を得て五月二十日までに国家公安委員会を経て内閣総理大臣に申請することを要することにいたしましたのでございます。この申請のあつたときに五月三十一日までに内閣総理大臣が承認をいたしましたときには、当該町村は來年四月一日まで待つことなく、本年六月一日に警察を維持しないこととなることにいたしました。

次に附則といたしまして、この法律は、公布の日から施行することとしたのであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び説明であります。何とぞ御審議のほどをお願いいたします。

次に今般提案されました市の警察維持の特例に関する法律案の提案理由を説明いたします。

多数の町村においては、町村財政、警察人事、警察活動の諸面から**自治体警察**を国家地方警察に移管しようという希望が強く、そのため、昨年警察法の一部を改正し、若し住民の多数が希望するならば、一定の手續を審でこれを実現し得る途を開いたのであります。ところが、かかる町村が市になりますと、住民多数の意思は依然として、国家警察の維持を欲していても警察法第四十条第一項の規定によつて、当然又**自治体警察**に復帰しなければならないのであります。これは、警察法の右の規定が住民多数の意思に逆行するものでありまして、民主的法規と称することを得ません。そこでこの不都合を除去するため、今回この特例法を設けた次第であります。

次に本案の内容につき、概略を御説明申し上げます。

警察法第四十条第三項の規定によりまして、警察維持の責任転移が行われた町村が、当該町村の区域を以て市を設置した場合、或いは他の警察を維持しない町村の区域を含めて市を設置した場合においては、警察法第四十条第一項が一市は全部**自治体警察**を持つべきものときめておりまして、その規定にかかわらず、当該市は市議会の議決を経て警察の維持は、国家に任せて**自治体警察**を持たないことができるものとしたのが第一条第一項であります。又同条第二項は、右の市議会の議決は、当該市の設置の日から五十日以内にこれを行うべきこと、及び、この場合当該市長は、議決の結果を国家公安委員会を経て内閣総理大臣に報告すべきものとしたのであります。

元來本案の趣旨とするところは、伴民多数の意思を以て、警察維持の責任転移を決定するということが、その狙いであります。若し、逆に、前述の手續によつて**自治体警察**を持たなくなつた市が、再び**自治体警察**を持ちたいと欲するときに、**住民投票**によつて、これを維持することができることとしたのが、本案第二条第一項の規定であります。併し、警察維持の責任転移を時間的に無制限に放任して置きますと、安定を欠くこととなりますので、前の決定から二年間は転移の手段をとることを得ないものとし、又その他右の**住民投票**に関しては、警察法第四十条の三の規定を準用することとしたのが本案第二条第二項の規定であります。

以上が、本案の提出理由及び内容の概略であります。何とぞ速かに御審議あらんことを望みます。

2.官 報

(本 紙)第 7325 号

昭和 26年 6月 12日 火曜日

法律

法律 第二百三十三号

警察法の一部を改正する法律

警察法(昭和二十二年法律第百九十六号)の一部を次のように改正する。

第四十條第一項中「(以下市町村という。)」を削り、同條に次の一項を加える。

前項の規定により告示された町村は、第一項の規定にかかわらず、住民投票によつて警察を維持しないことができ、又、警察を維持しないこととした後再び警察を維持することができる。

第四十條の次に次の二條を加える。

第四十條之二 前條第二項の規定により告示された町村以外の町村で市に隣接し、公共の秩序の維持の上において当該市と緊密な関係を有するものは、住民投票によつて、当該市と地方自治法の規定による組合を組織して共同で警察を維持することができる。

前項の規定により共同で警察を維持することができる町村は、政令を以てこれを告示する。

第一項の住民投票については、第四十條之三(第八項及び第十二項を除く。)の規定を準用する。

第一項の規定により共同で警察を維持することとした町村は、住民投票によつて警察を維持しないこととすることができる。この場合には、第四十條之三の規定を準用する。

第四十條之三 第四十條第三項に規定する住民投票は、町村議会において警察を維持しないこと若しくは再び警察を維持することを住民投票に付することを議決したとき、又は町村の住民で町村議会の議員の選挙権を有する者が、その総数の三分の一以上の連署をもつて、その代表者によつて当該町村の選挙管理委員会に対してこれを請求したときにおいて行われるものとする。

町村議会の議長は、前項の規定による議決があつたときは、その日から三日以内に、その旨を町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

選挙管理委員会は、前項に規定する議決の通知を受けた日又は第一項に規定する住民投票の請求を受理した日から六十日以内に、これをその町村の選挙人の投票に付さなければならない。

選挙管理委員会は、前項の投票の結果が判明したときは、直ちにこれを当該町村議会の議長又は当該代表者及び町村長に通知し、且つ、これを公表しなければならない。

第三項の規定による投票において有効投票の過半数の同意があつたときは、当該町村は、警察を維持しないこと又は再び警察を維持することを決定したものとする。

前項の規定による決定があつたときは、当該町村長は、国家公安委員会を経てこれを内閣総理大臣に報告しなければならない。

内閣総理大臣は、前項の報告を受けたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

十月三十一日までに第六項の規定による報告のあつた町村については、翌年四月一日にその警察維持に関する責任の転移が行われる。

第一項の規定による議会の議決又は代表者による請求は、第三項の規定による投票のあつた日から二年間は行うことができない。

政令で特別の定をするものを除く外、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四條の二から第七十四條の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名に、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)中普通地方公共団体の選挙に関する規定は第三項の規定による投票に、地方自治法第二百五十五條の二の規定は第一項の規定による請求者の署名及び第三項の規定による投票に関する争訟に、これを準用する。

第三項の規定による投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共団体の選挙又は地方自治法第七十六條第三項の規定による解散の投票若しくは同法第八十條第三項及び第八十一條第二項の規定による解職の投票と同時にこれを行うことができる。

警察事務を共同で処理する市町村の組合を組織する町村のいずれかが、第三項の規定による投票によつて警察を維持しないことを決定したときは、その町村は、地方自治法第二百八十六條又は第二百八十八條の規定にかかわらず、警察を維持しないものとなる。この場合の措置について必要な事項は、政令で定める。

(本 紙)第 7669 号
昭和 27年 7月 31日 水曜日

法 律

市の警察維持の特例に関する法律をここに公布する。

法律 第二百四十七号

市の警察維持の特例に関する法律

第一條 警察法(昭和二十二年法律第九十六号)第四十條第三項の規定に基き国家地方警察に警察維持に関する責任の転移が行われた町村の区域をもつて、又はその区域と警察を維持しない他の町村の全部若しくは一部の区域をもつて、市が設置された場合においては、当該市は、同條第一項の規定にかかわらず、その議会の議決を経て警察を維持しないこととすることができる。

2 前項の議決は、当該市の設置の日から五十日以内に行わなければならない。この場合において、当該市長は、議決の結果を国家公安委員会を経て内閣総理大臣に報告しなければならない。

第二條 前條の規定により警察を維持しないこととなつた市は、住民投票によつて警察を維持することができる。

2 前項の住民投票については、警察法第四十條の三の規定を準用する。この場合において、同條中「町村議会」とあるのは「市議会」と、「町村」とあるのは「市」と、「町村長」とあるのは「市長」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際既に市となつているもので第一條第一項の規定に該当する市に対する同條の規定の適用については、同條第二項中「当該市の設置の日から五十日以内」とあるのは「この法律施行の日から五十日以内」と読み替えるものとする。